



山形県公報

令和4年10月4日(火)
第343号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……949
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……950
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………(文化財活用課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……951
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……953
- 同……………(同) ……954
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……955

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……958

告 示

山形県告示第756号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社GreenOak	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	福祉用具貸与	令和4.10.1
合同会社GreenOak	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	特定福祉用具販売	同

山形県告示第757号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社GreenOak	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	介護予防福祉用具貸与	令和4.10.1
合同会社GreenOak	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第758号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社檜の木	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	福祉用具貸与	令和4.9.30
株式会社檜の木	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	特定福祉用具販売	同

山形県告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社檜の木	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	介護予防福祉用具貸与	令和4.9.30
株式会社檜の木	グリーンオーク 酒田市錦町四丁目1番地の2 コーワビル1階	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第760号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	旧所有者	旧 所 有 者 の 住 所
工芸品の部	脇差 銘則房	1口	渡会俊正	鶴岡市友江町2番1号

山形県告示第761号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内みどり農業協同組合
 代表理事組合長 田村 久義
 酒田市曙町一丁目1番地
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年9月13日
佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左		
曾我 維見 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 忠雄 もみ、玄米、大豆	同 左		
堀 賢治郎 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左		
横山 嘉彦 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左		
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左		
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左		

澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左
田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左
長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左
小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
池田 喜雄 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 英明 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 孝 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 雅紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田中 大士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
	佐藤 義人 もみ、玄米、大豆

	池田 隆紀 玄米		
	高橋 茂央 玄米		
	櫻井 廉 玄米		

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 鶴岡市農業協同組合
 代表理事組合長 佐藤 茂一
 鶴岡市日吉町3番1号
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
佐藤 博 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年9月1日	
林 真太朗 もみ、玄米、大豆	同 左			
高橋 弘 もみ、玄米、大豆	同 左			
難波 俊幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
菅原 透 もみ、玄米、大豆	同 左			
菅原 隼希 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
吉住 吉美 もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左			
石井 隆 もみ、玄米、大豆	同 左			
須田 朗弘 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
玉田 陽集 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
佐藤 泰紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
小林 欣一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
	菅原 智之 玄米			
	鈴木 伸 玄米			

山形県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、寒河江市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
寒河江市大字日田地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年9月26日から同年12月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市大字浅川地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年9月20日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市羽黒町川代地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年9月16日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営松沢地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営松沢地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和4年10月12日から同年11月10日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）が

あった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第766号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月4日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 " " 本町一丁目12番12号 」 を 「 " " 本町二丁目19番21号 」 に、

"	西支店温海出張所	"	湯温海甲306番地	"	"
"	大山支店	"	大山二丁目23番32号	"	"
"	大山支店湯野浜出張所	"	湯野浜字浜泉444番地38	"	"

を

「 " " 大山支店 " " 大山二丁目23番32号 " " 」 に改める。

別表第6中 「 " " 窪田町藤泉129番地の1 」 を 「 " " 」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年10月4日

山形県知事 吉村美栄子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者
県営小出アパー ト2号	長井市台町3- 2	3DK	58.0	1	一般用	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	58.0	3	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	
同 成田アパー ト	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同	同	4DK	71.5	1	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400	
同 白鷹アパー ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	3DK	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 あらとアパ ー1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	
同 2号	同	同	77.9	1	同	25,000	28,800	32,900	37,200	42,500	49,000	
同 飯豊アパー ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年10月11日から同月17日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和4年10月17日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新運転者管理システム自動受付機の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 天童市大字高橋1300 山形県総合交通安全センター 201会議室（2階）
- (2) 日時 令和4年11月16日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
新運転者管理システム自動受付機の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和10年12月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年3月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和10年12月31日までとする。
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
天童市大字高楯1300 山形県警察本部交通部運転免許課電算係
電話番号023(655)2150
 - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
 - (3) 仕様書の交付場所 仕様書等交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年10月26日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課電算係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) 応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (3) (1)により提出された応札役務仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of automated reception machine for new driver management system: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 16, 2022
 - (3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023(655)2150

令和4年10月4日印刷
令和4年10月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県